2026 年 11 月 11 日

# －おさえておきたい基礎知識《化学物質のいろは》第 36 弾－
# EU 環境規制をやさしく整理！REACH・ESPR・DPP とは？
# 循環経済と化学物質管理の基礎

秋の気配も深まり、冬の足音が聞こえてくる今日この頃。食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋、芸術の秋……皆さまは、この秋をどのようにお過ごしでしょうか？この秋は、いつもの「〇〇の秋」に加えて、「サステナブルな秋」について考えてみるのはいかがでしょうか？

EU では、サステナブルという考え方が、企業の製品づくりや消費者の選択にも広がっています。こうした社会の変化を背景に、製品の環境負荷を減らすためのさまざまな規制や取り組みが進められています。

EU で 2026 年 8 月 12 日から原則適用を開始している PPWR をはじめ、EU の環境規制で耳にする言葉は、REACH、ESPR、DPP……とアルファベットばかり。「これって何がどう違うの？」と思われる方も多いのではないでしょうか。

そこで今回の《化学物質のいろは》では、そんな“アルファベット地獄”ともいえる EU 環境規制のキーワードについて、化学物質管理との関係にも触れながら、わかりやすく整理してみます。今回は、環境規制に初めて携わる方や、今さら聞けないけど基礎知識を押さえたい方に向けた入門編としてお楽しみください！




**図 1：EU 環境規制の主なキーワードと 3 つの整理軸**

## ◆ EU の環境規制は今、何が変わってる？～化学物質の管理から、製品の一生にも視野が広がる～

EU の化学物質規制といえば、まず REACH 規則を思い浮かべる方も多いのではないでしょうか。REACH 規則は、化学物質の登録・評価・認可・制限などを通じて、化学物質を適切に管理する大きな枠組みです。本コラムでも、近年特に注目されている PFAS や難燃剤をはじめ、各化学物質が REACH 規則の中でどう扱われているかをご紹介してきました。

近年の EU では、こうした化学物質の管理に加えて、製品がどのようにつくられ、使われ、使い終わった後にどう扱われるか、といった製品の「ライフサイクル」全体にも目が向けられています。こうした流れをさらに進める動きとして、EU では現在、2026 年中の提案が予定されている「サーキュラーエコノミー法（Circular Economy Act）」の策定も進められています。

## ◆ よく聞く EU 環境キーワードをざっくり整理！

こうした循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が進む中で、EU の環境政策では、さまざまな取り組みが進められています。しかし、出てくるのはアルファベットの略称が多く、またそれぞれの内容や関係性も複雑で理解しづらいものとなっています。

そこでここでは、基礎的なワードを中心に、「化学物質の管理」、「製品設計と情報共有」、「製品の使用後と包装」、という 3 つの視点から EU の環境キーワードを整理してみます。

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター 事業推進室 マーケティンググループ 〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-16-11（本部）
Tel: 03-3861-2341 Mail: pr-contact@nissenken.or.jp Web: https://nissenken.or.jp

**① 化学物質を管理する――REACH/SVHC**

- **REACH**…化学物質の登録・評価・認可・制限などを定めた EU の規則です。製品に含まれる物質にも関係するため、繊維やアパレル、インク製品等の化学物質管理・EU への輸出を考えるうえでも欠かせません。なお、REACH の情報を調べる際によく目にする **ECHA** は、規則の名前ではなく、EU の化学物質規制を支える欧州化学品庁を指します。
- **SVHC**…「高懸念物質（Substances of Very High Concern）」の略称です。人の健康や環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある物質などが、REACH に基づいて SVHC として指定され、ECHA が公表する「候補リスト（Candidate List）」に収載されます。製品中に含まれる場合には、条件に応じて対応が必要になります。

**② 製品設計と情報共有を考える――ESPR/SoC/DPP**

- **ESPR** …持続可能な製品のための「エコデザイン規則（Ecodesign for Sustainable Products Regulation）」のことです。製品の設計段階から、耐久性や修理・リサイクルのしやすさ、後ほど紹介する SoC などを視野に入れ、製品群ごとに要件を定めるための枠組みです。繊維製品も優先製品群の一つに位置づけられており、具体的な検討が進められています。また、繊維・アパレル業界に関わる動きの一つとして、売れ残った一定の衣類・服飾雑貨・履物の破壊禁止も規定されており、2026 年 7 月 19 日から大企業を対象に適用が始まっています。
- **SoC**…ESPR で定義される「懸念物質（Substance of Concern）」のことです。REACH に基づいて特定される SVHC のほか、一定の有害性を持つ物質や、製品中の材料の再使用・リサイクルに悪影響を及ぼす物質など、ESPR で定められた条件に該当する物質が含まれます。
- **DPP**…「デジタル製品パスポート（Digital Product Passport）」の略称です。製品に関する情報をデジタルで提供し、必要な人が確認できるようにする仕組みとして、ESPR に盛り込まれています。どの製品について、どんな情報を載せるかは、製品群ごとの要件に応じて定められます。

**～今さら聞けないギモン～**

**Q. SVHC と SoC は何が違うの？**

SVHC は、REACH に基づいて指定される「高懸念物質」。一方、SoC は ESPR で定義される「懸念物質」で、SVHC のほか、一定の有害性を持つ物質や、製品の再使用・リサイクルに悪影響を及ぼす物質などが含まれます。

**Q. DPP って規制なの？**

DPP は規制の名前ではなく、製品情報を提供するための仕組みです。ESPR が枠組みを設け、その下で対象製品に求められる情報提供の方法として DPP が位置付けられています。

**③ 製品の使用後や包装まで考える――EPR/PPWR**

- **EPR**…「拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility）」の略称です。製品を市場に出す生産者が、使用後の製品の回収や廃棄物管理についても責任を担うという考え方・制度を指します。EU では、廃棄物枠組み指令の改正により、加盟国が一定の繊維・繊維関連製品・履物を対象とした EPR 制度を設けることとされています。

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター 事業推進室 マーケティンググループ 〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-16-11（本部）
Tel: 03-3861-2341 Mail: pr-contact@nissenken.or.jp Web: https://nissenken.or.jp

・ **PPWR**…「包装・包装廃棄物規則（Packaging and Packaging Waste Regulation）」です。製品そのものだけでなく、それを包んで届ける包装にも目を向ける規則です。包装の持続可能性や表示、包装廃棄物などを扱うため、衣料品の包装や印刷・インクに関わる方にとっても接点があります。EU では、2026 年 8 月 12 日から原則適用が開始されています。詳しくはニッセンケンのお知らせの PPWR の記事や、前回コラムの鉛の記事をぜひご覧ください。

## ◆ 環境規制と化学物質はどう関係する？

ここまで紹介してきたキーワードは、一見すると別々の話のようにも見えますが、「製品のライフサイクル」という視点から眺めてみると、一つの製品を取り巻くさまざまな場面に関わってくることが見えてきます。

EU では、製品をつくって使用するだけでなく、原材料の調達から設計・製造、流通・使用、回収、再利用・リサイクルまで、製品のライフサイクルを意識した取り組みが進められています。

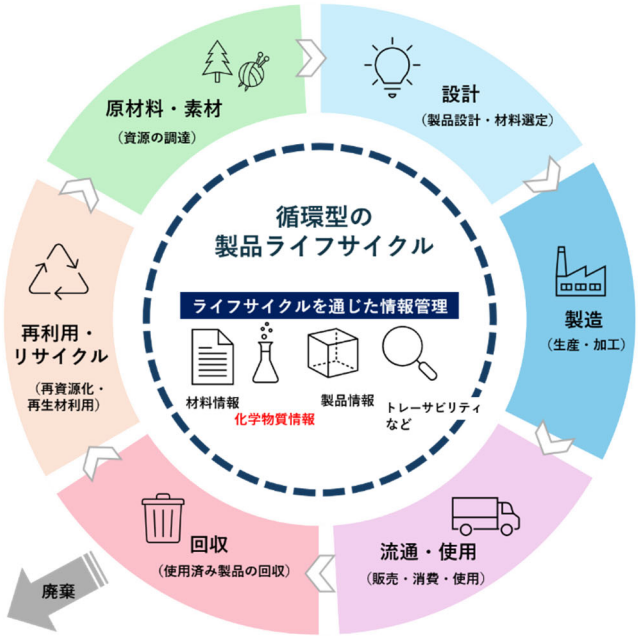



**図 2：循環型の製品ライフサイクル概念図**

※本図は、循環経済における製品ライフサイクルと情報管理の関係を概念的に示したものです。実際のライフサイクルや各規制・制度の対象・要求事項は、製品等によって異なります。

そして、製品のライフサイクル全体を考えるうえでは、「モノ」だけでなく「情報」をつないでいくことも重要です。どのような材料からつくられているのか、どのような化学物質が含まれているのかといった情報を把握し、必要に応じてサプライチェーンの中で共有することは、製品の安全性だけでなく、その後の再利用やリサイクルなどを考えるうえでも重要になります。

例えば、ESPR では製品の持続可能性に関する情報管理も重視されており、SoC に関する情報や DPP の仕組みもその一部となっています。このように、循環経済に向けた取り組みが進む中、化学物質に関する情報は、製品のライフサイクルを通じて管理・共有していく重要な情報の一つとなっています。

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター 事業推進室 マーケティンググループ 〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-16-11（本部）
Tel: 03-3861-2341 Mail: pr-contact@nissenken.or.jp Web: https://nissenken.or.jp

## ◆ これからの品質管理に求められること

とはいえ、すべての規制や化学物質について、一度に把握するのは簡単ではありません。まず大切なのは、自社が扱う製品について、「どのような材料や化学物質が使われているのか」、「何が分かっていて、何がまだ確認できていないのか」を整理し、必要な情報をサプライチェーンの中でつないでいくことです。

その確認方法の一つが、分析・試験です。サプライヤーから得られる情報や各種資料と、必要に応じた分析・試験を組み合わせることで、製品に含まれる化学物質情報をより確かに把握することにつながります。

EU の環境規制は今後も変化していくと予想されます。個々のアルファベットを覚えるだけでなく、「製品のライフサイクルのどこに関わるのか」「どのような情報が必要なのか」という視点で整理すると、全体像が見えやすくなるのではないでしょうか。

※本記事の規制情報は 2026 年 10 月時点の情報に基づいています。本記事は、EU 環境規制の全体像と各制度の概要を分かりやすく紹介することを目的としたものです。制度の詳細、対象製品や具体的な要求事項、適用時期等は制度・製品群によって異なるため、EU 委員会や ECHA 等の最新の公式情報をご確認ください。

## ◆ 化学試験事業部からの耳より情報！

循環経済への移行をはじめ、環境政策の取り組みが加速する EU。エコテックス®認証でも、EU をはじめとする各国・地域の化学物質規制の動向などを踏まえ、規制内容を更新しています。最新の規制物質情報を確認したい方は、OEKO-TEX® RSL をぜひダウンロードしてご参照ください。

また、ニッセンケンでは、エコテックス®認証に関する各種サービスのほか、さまざまな化学物質の個別試験にも対応しています。「自社製品について、どのような試験が必要かわからない」といったご相談も、お気軽にお問い合わせください。

さらに、《化学物質のいろは》では、今後取り上げてほしいテーマも読者の皆様から募集しております。気になるテーマがありましたら、お気軽にメールにてご連絡ください。

**【有害化学物質に関するお問い合わせ先】**

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター
ライフ アンド ヘルス事業本部 化学試験事業部
E-mail : oeko-tex@nissenken.or.jp

OEKO TEX®
Trust in Every Thread.

**Instagram でも情報発信中**
化学物質に関する豆知識や最新トピックスを
ご紹介しています。